

審 査 基 準 整 理 票

処 分 名	建築物の中間検査		
根 拠 法 令 名	建築基準法	(条項) 第7条の3第1項	
基 準 法 令 名	建築基準法	(条項) 第7条の3第4項	
	建築基準法施行令	(条項) 第11条	
	建築基準法施行規則	(条項) 第4条の11	
所 管 部 署	都市計画 部 建築指導 課 審査 係		
標 準 処 理 期 間	4 日	法 定 処 理 期 間	4 日
【審査基準】・文書の名称 【 滋賀県内建築基準法取扱基準、他 】 ・掲載図書等 【 ① 大津市ホームページに掲載 ② 建築構造審査・検査要領 ③ 建築物の構造関係技術基準解説書 ④ 建築確認のための基準総則・集団規定の適用事例 ⑤ 建築物の防火避難規定の解説 ⑥ 建築設備設計・施工上の運用指針 ⑦ 近畿建築行政会議建築基準法共通取扱い集 】 ・内 容 □全部記載 ■一部・項目のみ記載			

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。